

令和元年 12 月 6 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 城 丸 秀 高

地方自治法の規定に基づき指定管理者の監査を実施したので、飯塚市監査規程第 22 条第 2 項の規定により、その結果を公表します。

1 監査の対象、期間及び指摘事項件数

対象施設	庄内生活体験学校		
対象部局・管理者	指摘事項件数	監査実施期間	
教育部生涯学習課	3	令和元年 10 月 1 日	
特定非営利活動法人 体験教育研究会 ドングリ	3	～ 令和元年 11 月 29 日まで	

2 監査の範囲

平成 30 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

3 監査の方法

「庄内生活体験学校」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

4 監査の結果

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「庄内生活体験学校」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、平成 30 年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

検 討 改 善 事 項
生涯学習課【局長指摘事項】
1 管理物品等について 指定管理者は、基本協定書第 6 条及び指定管理者仕様書に基づき、備品の管理を行っている。前回定期監査で指摘された備品管理簿は作成され、異動報告書等は提出されていたが、市の財務システムと照合したところ、台帳と差異が見受けられた。 また、指定管理者が指定管理料により自己の責任と費用により購入した備品等（Ⅱ種）については、基本協定書第 24 条にその所有権は、市に帰属するとしているが、財務システムへの登録はなかった。 さらに、市では、耐用年数が 2 年以上で購入価格が概ね 1 万円以上のものを備品としているのに対し、指定管理者はその基準を 3 万円以上としているため、ポータブル HDD（12,744 円）、足場台（15,984 円）及びラミネーター（9,330 円）を消耗品として購入しており、備品購入の報告がなされていなかった。 所管課は、指定管理者から提出された報告書等の内容確認にあたっては、所管の台帳との照合を確実にし、台帳登録等の必要な手続きを行うとともに、市に帰属する備品については、統一した取扱いを行うこと。 なお、指定管理者は令和 2 年 3 月 31 日で指定期間を満了し、引き続き令和 2 年 4 月から指定管理者となる。指定期間の満了に際しては、備品等（Ⅱ種）の帰属も含め管理物品等について確実に確認を行い、備品台帳の整理を行うこと。また、新協定書締結にあたっては、正確な管理物品台帳を指定管理者に提示すること。
2 管理施設の改修又は修繕等について 基本協定書第 16 条第 3 項によれば、「指定管理料のうち管理施設の改修又は修繕等に係る経費について、乙は事業年度ごとに精算し、当該経費に残余が生じたときは、市に返還するものとする」としている。 平成 30 年度決算書を確認したところ、修繕費予算額 300,000 円に対し、決算額は 271,913 円で 28,087 円の残余が発生していたが、返還していなかった。 指定管理者に確認したところ、協定書での取り決めに失念し、突発的な修繕が必要になった場合に備えて、予算を若干残していたもので、軽微な修繕については、諸資材費で購入した物品で、自ら応急処置を行っていた。 所管課は、指定管理者から提出された決算書等の内容確認にあたっては、基本協定書、年度協定書及び仕様書等に基づき、精査するとともに、

緊急修繕の場合の対応方法等、指定管理者と協議すること。

3 提出文書（事業計画書及び事業報告書等）について

(1) 内容について

基本協定書第 25 条により、指定管理者から業務計画書が提出されているが、「6 研究・啓発事業」として予定されていた記念事業については、予算書にその経費が一切計上されておらず、どのような事業をどのように行うのか判断できないにもかかわらず、所管課は確認を行っていなかった。なお、年度末に提出された事業報告書での報告もなかった。

また、指定管理者は、基本協定書第 45 条により、自主事業を行うことができ、その場合、業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなければならないこととしている。指定管理者は、業務計画について、指定管理業務の事業計画と合わせて記載しているため、事業の区分が明確にされておらず、市の承諾が得られたものか判断がつかない。

事業計画については、指定管理業務の執行に欠かせないことから、内容を精査し、指定管理料で行う業務と自主事業の線引きを明確にするとともに、指定管理者に対しては、事業区分のわかる計画書及び報告書の提出を求めること。

(2) 提出期限について

仕様書によれば、毎年度 10 月末までに次年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市と調整を図り、提出することとしているが、事業計画書は年度末の 3 月に提出されていた。

また、同じく仕様書で、③飯塚市庄内生活体験学校の利用状況及び④指定管理分の収支状況の事業報告書（月報）を毎月終了後、翌月の 10 日までに提出するよう定めているが、月報については、翌月末に行われる所管課との定例会議で提出していた。

所管課は、仕様書に基づき、提出書類の提出を求めること。

庄内生活体験学校【局長指摘事項】

1 管理物品等について

指定管理者は、基本協定書第 6 条及び指定管理者仕様書に基づき、備品の管理を行っています。指定管理者が指定管理料により自己の責任と費用により購入した備品等（Ⅱ種）については、基本協定書第 24 条にその所有権は、市に帰属するとしていますが、市では、耐用年数が 2 年以上で購入価格が概ね 1 万円以上のものを備品としているのに対し、指定管理者はその基準を 3 万円以上としているため、ポータブル HDD（12,744 円）、足場台（15,984 円）及びラミネーター（9,330 円）を消耗品として購入し、備品購入の報告がなされていませんでした。

市に帰属する物品については、統一した取扱を行ってください。

なお、指定管理者は令和 2 年 3 月 31 日で指定期間を満了し、引き続き令和 2 年 4 月から指定管理者となりますが、指定期間の満了に際しては、備品等（Ⅱ種）の帰属も含め管理物品等について確実に確認を行い、備品台帳の整理を行ってください。

2 管理施設の改修又は修繕等について

基本協定書第 16 条第 3 項によれば、「指定管理料のうち管理施設の改修又は修繕等に係る経費について、乙は事業年度ごとに精算し、当該経費に残余が生じたときは、市に返還するものとする」としています。

平成 30 年度決算書を確認したところ、修繕費予算額 300,000 円に対し、決算額は 271,913 円で 28,087 円の残余が発生していましたが、返還していませんでした。

指定管理者に確認したところ、協定書での取り決めに失念し、突発的な修繕が必要になった場合に備えて、予算を若干残していたもので、軽微な修繕については、諸資材費で購入した物品で、自ら応急処置を行っていたということですが、今後は、緊急修繕の場合の対応方法等、所管課と協議を行い、基本協定書、年度協定書及び仕様書等に基づいた事務処理を行ってください。

3 提出文書（事業計画書及び事業報告書等）について

(1) 内容について

基本協定書第 25 条により、指定管理者から業務計画書が提出されていますが、「6 研究・啓発事業」として予定されていた記念事業については、予算書にはその経費が一切計上されておらず、どのような事業をどのように行うのか、計画書からは推察できませんでした。なお、年度末に提出された事業報告書での報告もありませんでした。

また、指定管理者は、基本協定書第 45 条により、自主事業を行うことができ、その場合、業務計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなければならないとされていますが、指定管理者は、業務計画について、指定管理業務の事業計画と合わせて記載しているため、事業の区分が明確にされておらず、市の承諾が得られたものか判断がつきません。

事業計画については、指定管理業務の執行に欠かせないことから、内容を精査し、指定管理料で行う業務と自主事業の線引きを明確にするとともに、事業区分のわかる計画書及び報告書を提出してください。

(2) 提出期限について

仕様書によれば、毎年度 10 月末までに次年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市と調整を図り、提出することとされていますが、指定管理者は事業計画書を年度末の 3 月に提出していました。

また、同じく仕様書で、③飯塚市庄内生活体験学校の利用状況及び④指定管理分の収支状況の事業報告書（月報）を毎月終了後、翌月の 10 日までに提出するよう定めていますが、月報については、翌月末に行われる所管課との定例会議で提出していました。

報告書等の提出期限については、仕様書に従うよう事務処理を行ってください。